

理 由

平成27年国勢調査及び都市計画基礎調査の成果に基づき、別に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、令和7年を目標年次とし、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針並びに主要な都市計画の決定の方針を改定することに伴い、区域区分を定める都市計画区域における将来の人口を適切に見直すもの。

また、別添計画図表示のとおり、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域で、開発事業の実施が確実となった下記に掲げる1の地区を市街化区域に編入するもの。このほか、現況との差異を解消するため2の地区については市街化区域へ、3の地区については市街化調整区域へ編入するもの。

記

1. 高崎玉村スマート IC 北地区：面積 20.7ha（市街化区域に編入）
2. 上茂木・南玉地区：面積 0.02ha（市街化区域に編入）
3. 上福島地区：面積 0.8ha（市街化調整区域に編入）